

**令和 8 年度第 1 回寝屋川市地域福祉計画
推進委員会 会議要旨**

会 議 の 名 称	令和 8 年度第 1 回寝屋川市地域福祉計画推進委員会
開 催 日 時	令和 8 年 7 月 17 日（金） 午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分まで
開 催 場 所	寝屋川市役所議会棟 4 階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
出 席 委 員	伊与田副委員長、木下委員、河瀬委員、林堂委員、宮本委員、近藤委員、田中委員、朽見委員、鈴木委員、松下委員、丸山委員
欠 席 委 員	岡田委員長
案 件	1 第 4 次市地域福祉計画に位置付ける事業の令和 7 年度取組について 2 第 5 次市地域福祉計画に位置付ける事業の令和 8 年度取組について
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
傍 聴 者 の 数	2 名
所 管 部 署 (事 務 局)	福祉部 福祉総務課

事務局	(次第 2 説明)
委 員	2 ページの重層支援について、令和 6 年度から準備を始めて令和 7 年度に実施されたという報告はあるが、これまでの縦割り行政に対して社協を交えて取り組むまでの中で実施した中での課題はあるか。 同じく 2 ページの障害者の虐待事案の昨年度の件数は？ 次に 4 ページの生活困窮者支援事業で、生活困窮者として認定する流れ・仕組みを知りたい。 最後に 11 ページの監査で、就労支援事業所が巨額な不正を行っていたニュースもあり、大阪市は監査を強化し返金を求めている。実際に障害がある人が適切にサービスを受けられているかも難しい問題だが、寝屋川市ではどのような影響があったのか。
事務局	まず重層支援について、本格的に稼働したばかりで課題の多い状況だが、少しずつ横の連携が取りやすくなったと感じる。まだ重層的支援として浸透していない面もあり、件数として上がってきていない分含め、掘り起こしていきたい。
事務局	指導監査の件、所管課がないため事務局より。 本市の事業所は定期的な指導監査の中で同様の不正はなく、障害福祉課でも支援状況などを確認し該当するケースはないことを確認している、と聞いている。
事務局	障害者虐待に関する件数は、養護者虐待、施設従事者虐待を合わせて、虐待ありと判断したものが 7 件である。
事務局	生活困窮者については、障害や病気など何らかの理由で通常の生活が送れない方を定義している。21 課集まる庁内会議で困

	窮者が相談に来られる担当課と情報共有も行っている。また、就労に結びつかない方、引きこもりの方を対象に居場所づくり事業を実施している。
委 員	虐待の件数が7件とあったが、令和7年度の1年間の実績か。他市と比較しての状況は。
事務局	令和7年度1年間の件数である。他市との比較は情報がなく、分かりかねる。
事務局	(次第3説明)
副委員長	令和8年度の地域福祉計画は、大きく4つの施策とその下に10の取り組み、さらに114の事業が関連しているとのことだが、如何か。
委 員	市では情報提供に工夫を凝らしアプリの活用・ホームページに音声を入れるなど有難い取組をされているが、障害があるために情報を取得するのが難しい方々は便利な世の中と逆行して不便になるという生活になっている。情報提供を考える際は一般市民の多数が便利と感じる一方、情報取得が難しい方々への配慮も念頭に置いた政策推進を検討して欲しい。 視覚障害者などはスマホが見れないため分からないという声もあり、情報が便利になる一方不便を感じている方にも配慮をしながら施策を進めていただきたい。 別件だが4月始まっているこども誰でも通園制度の需要について現場の声を伺いたい。

事務局	誰でも通園について手元に資料がないため、正確な数値は分かりかねるが、駅前のこども図書館や一部幼稚園では一定の需要があり、利用者はいる。
委員	全体を把握しているわけではないが、ほとんどの園は余裕型。これは定員に空きがある場合のみ対象者を受け入れる形になる。正直なところ、国のアナウンスが弱いと感じている。制度が複雑化し利用方法も分かりにくい。利用制限時間の制約もあり、浸透していないのが実態である。 また当制度に限らず認可園私立園に入園しなければならないと錯覚される親御さんがおられる。これが公の子育て支援政策や誰でも通園制度を促進していく中での阻害要因になるのではと考える。 事務局からもあったように、こども図書館に付帯する制度は市が運営しているため活用者も多いと思うが、認可園での実施においては入園に繋がられるのではという懸念から利用を控えている節が見受けられる一方で入園をしたい方のプレ入園になっている部分も見受けられる。 そのため、誰でも利用出来る制度の趣旨を今後保育園の協議会とも含めて一緒にアナウンスしていく必要があると考える。
事務局	国制度としての周知はしているが、今後協議会と協議しながらどの案内が良いのかを検討していく。
副委員長	最初に言われた情報の取り扱いについて、スマートフォンやアプリでの利用が難しい方へのアナウンスはどうか。障害者、高齢者の方も十分に扱えない方が多くいらっしゃる。

事務局	詳細は広報担当に確認が必要だが、一定数いらっしゃることは認識している。(D X化が) 全体的にどこまで広がるか天井があると考えるので紙も提供選択肢の一つとして残るのではないかな。 今後新しいシステムが進化しより良いものが登場する可能性もあるので、提供の仕方は様々な検討をしていきたいと考える。
委 員	サービスゲートに手続きが集約されているが、視覚障害の方から暗くて不便という声がある。また 1 階では丁寧な対応をしてもらえるが他の階にいくと呼出のアナウンスが小さいなど不便が多い。手続きを一か所に集めることにも意見が出ており、改善を希望する声を団体から聞いている。 別件で、こどもの虐待について監察課のいじめ対策が市独自施策に対し他市から羨望の声を聞いている。注目されている施策だと感じる。
事務局	監察課が不在のため、そのような声があったことをお伝えする。サービスゲートは市民サービス部が主に入っており、こども部なども入っているので、ご意見を関係部署に伝える。
委 員	後見関係について、関係機関との協議については 4 次では三士会と協議をしたとあるが、5 次では具体的などのように進みいつ頃の設置を目指しているのか。また 53 番の後見制度の推進について研修等が予定されていたかと思うが進捗はどうか。 また 54 番社協の日常生活自立支援事業の待機者解消の状況は。現在の待機者と、予算の人員増加を伴うのか。
事務局	今年度相談員を 1 名採用し、協議や研修会の進め方について話し合っている。10 月頃を目途に設置予定である。

	53 番の支援の推進について、高齢介護とも連携を図るが、基本的に福祉総務課が主体で進める。市民向けの研修会は周知・啓発は中核機関の役割でもあるので。
事務局	待機者は、令和 6 年度は 50 件近くあったが令和 7 年度は 7 件ほどに減少した。特に予算を増やしてはいないが、受付段階の工夫、待機中の状況確認により成年後見の受任や施設入所が決まるなど実質的に待機が不要になった方が確認できたため。
委 員	ボランティアについて、高齢者向けの養成講座は今年も開催されるのか。
事務局	養成講座は毎年行っており、今年度も実施予定である。
委 員	ボランティアが仲間などの関係者の紹介で、登録が進んでいる。イベントなどで繋がりが生まれることを期待する。
事務局	昨年度「もっと広がれボランティアフェスタ」の中で、ボランティア活動の振興や取組をお知らせする機会となった。現在グループ連絡会で今後の計画を進めており、先程のご意見も踏まえ一緒に検討できたと思う。
事務局	今後のスケジュールについて案内 閉会